

高等学校教育関係制度の概要と 近年の動向について

令和3年2月17日

文部科学省初等中等教育局

< 目次 >

- 1 . 高等学校設置基準等の概要について
- 2 . 中央教育審議会答申（R3.1）の概要等について
高等学校通信教育の質保証方策関係
遠隔・オンライン教育を含むICTを活用した学びの
在り方関係
- 3 . 学習指導要領・指導要録について
- 4 . 学習者用デジタル教科書について

1 . 高等学校設置基準等の概要について

高等学校設置基準等の概要

現行の高等学校設置基準等については、平成16年に全部改正されたものである。

1. 経緯

高等学校教育に対する要請が多様化していることを背景に、各地域において地域の実態や要望等に対応した特色ある高等学校づくりが進められているところ、特色ある高等学校の設置をより一層進める観点から、また、構造改革特区における高等学校設置基準等の緩和の提案に係る政府の対応方針を踏まえ、高等学校設置基準等の弾力化・大綱化を図ったもの

2. 改正の基本的な方針

- ・多様な特色ある高等学校の設置を促進する観点から、設置基準を高等学校における教育を保障するための**最低基準として明確化**する
- ・地方分権を一層推進する観点から、地域の実情に応じた対応が可能となるようできる限り**弾力的な規定**とする
- ・高等学校の設置者の多様な教育理念を実現する観点から、できる限り**大綱的な規定**とする

3. 平成16年改正内容の例

- ・校舎に少なくとも備えるべき施設については、旧基準において「校長室」や「会議室」、「地理歴史科・公民科教室及びその標本室」や「物理、化学、生物、地学のそれぞれの実験室、標本室及び準備室」、「音楽教室」、「図画教室」等の施設が詳細に定められていたことを見直し、最低限必要な施設に規定したこと。

設置基準改正（平成16年改正内容の例）

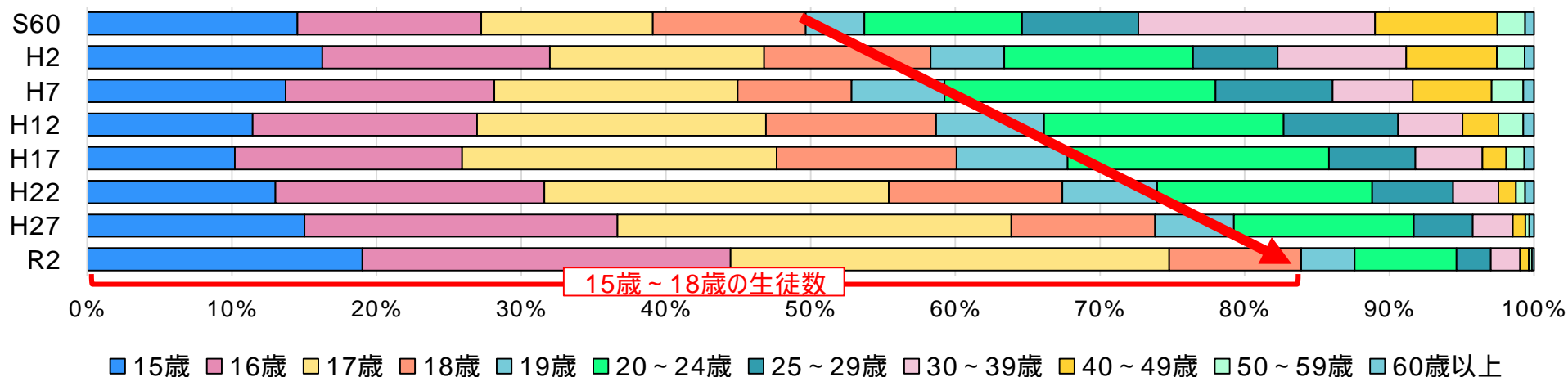
改正後	改正前
<p>高等学校設置基準第15条（校舎に備えるべき施設）</p> <p>教室（普通教室、特別教室等とする。） 図書室、保健室 職員室</p>	<p>高等学校設置基準第19条</p> <p>校長室、会議室、教員室、事務室 相当数の普通教室（普通教室と特別教室との合計数は少くとも同時に授業を行う学級の数を下つてはならない。） 地理歴史科・公民科教室及びその標本室 物理、化学、生物、地学のそれぞれの実験室、標本室及び準備室 音楽教室、図画教室、製図教室、工作教室及びそれぞれの準備室及び書道教室 図書室、講堂、体育館 教員研究室 保健室、休養室</p>
<p>高等学校通信教育規程第9条（校舎に備えるべき施設）</p> <p>教室（普通教室、特別教室等とする。） 図書室、保健室 職員室</p>	<p>高等学校通信教育規程第6条（施設）</p> <p>教頭室（通信制の課程のみを置く高等学校にあっては、校長室）、会議室、教員室 事務室、教材等保管室 普通教室、特別教室 図書室、展示室 保健室、休養室 生徒集会室</p>

2 . 中央教育審議会答申（R3.1）の概要等について （ 高等学校通信教育の質保証方策関係）

通信制高等学校に在籍する生徒の実態等について

通信制課程の年齢別生徒数について、15歳から18歳の生徒数が全体の生徒数に占める割合は、昭和60年度では65,866人（全体の49.7%）であるところ、令和2年度では173,620人（全体の83.9%）となっており、勤労青年のみならず、**今後社会的・職業的自立を目指していく中学校卒業段階の生徒が多い**ことが確認される。

通信制課程に入学する生徒の実態としては、不登校や中途退学経験者、特別な支援を要する生徒、帰国生徒・外国人生徒、経済的な困難を抱える生徒等、様々な困難や課題を抱える生徒等も数多く受け入れていることが把握されるところであり、こうした多様な背景を有する生徒一人一人の実情に応じてきめ細かな指導・支援が求められている。



（出典）文部科学省「学校基本調査」

	狭域通信制	広域通信制
小・中学校及び前籍校における不登校経験がある生徒	48.9%	66.7%
外国とつながりがある（外国籍・日本語を母語としない）生徒	2.8%	2.4%
ひとり親家庭の生徒	26.9%	18.7%
非行経験（刑法犯罪等）を有する生徒	2.1%	4.1%
特別な支援を必要とする生徒	11.8%	3.0%
心療内科等に通院歴のある生徒	11.0%	4.8%

（出典）「定時制・通信制高等学校における教育の質の確保のための調査研究」報告書（平成29年度文部科学省委託事業）

通信制高等学校で生じた不適切な教育活動等の例

平成27年のウィッツ青山学園高等学校の事案をはじめ、一部の通信制高等学校において違法・不適切な学校運営や教育活動等が明らかとなった状況を受けて、ガイドラインの策定及び周知、広域通信制高等学校に対する実地での立ち入り調査（点検調査）の実施等を行い、これまでも高等学校通信教育の質の確保・向上を図るための取組を進めてきたところである。

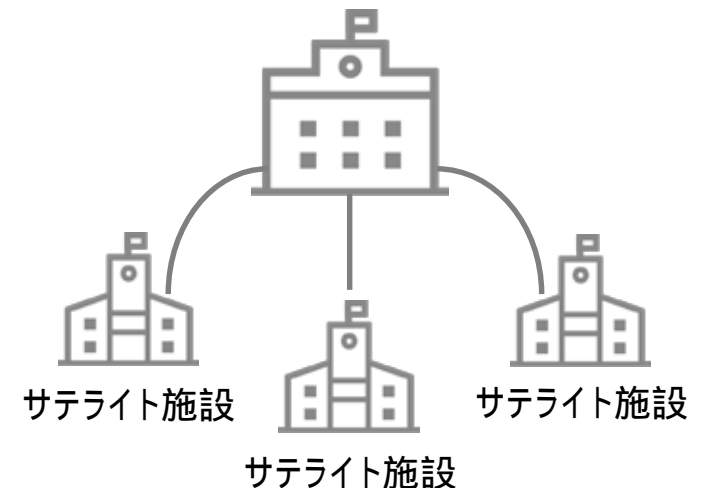
しかしながら、近年においても未だに様々な課題が明らかとなっており、例えば点検調査では以下のような指摘がなされている。

点検調査で確認された不適切な教育活動等（例）

- ・ 生徒が独自に行ったアルバイトを特別活動の時間としてカウントする事例、特別活動を年間指導計画に位置付けていない事例
- ・ 4泊5日の集中スクーリングにおいて、8時10分から1限目が始まり、21時30分に13限目が終わるといふ、1日に50分の面接指導を13コマも実施することとしている事例
- ・ 6月に4泊5日の集中スクーリングを実施し、年間の添削指導が全て終わっていないにもかかわらず、年間の面接指導及び試験を全て行うこととしている事例
- ・ サテライト施設において、担当教科・科目の教員によらない指導又は学習支援の時間を、当該教科・科目の面接指導の時間数としてカウントする事例
- ・ サテライト施設の施設・設備面での制約等から理科や家庭科等の実験・実習、体育の実技等が十分に行われていないおそれがある事例

こうした点検調査で把握される課題の他にも、サテライト施設で、野菜を周辺の店舗に配ったり、生徒同士で将棋を指したりすることで単位認定を行おうとする疑いのある事例等が報道されている。

通信制高等学校（実施校）



通信制高等学校が展開するサテライト施設の教育水準の確保

現行制度下では、通信制高等学校が展開するサテライト施設については、法令上の位置付けはなく、所轄庁である都道府県の設置認可基準等により一定の教育水準を確保することが求められるが、そのサテライト施設に求められる教育環境の水準は、所轄する都道府県により差異があるのが現状。

サテライト施設の中には、通信教育における基幹的な部分である面接指導等を実施するものもあるとともに、生徒はその在籍する通信教育について、実施校で受けずとも面接指導等実施施設において完結させることも可能であること等を踏まえれば、そうした面接指導等を十分に行うために相応しい適切な教育環境は共通に整備されるべきものである。



○ サテライト施設の把握・管理に係る実施校の責任の明確化等

- サテライト施設における教育活動等の適正な実施に関し、実施校の責任下にあることを改めて明確化。
- ・ 実地調査や連絡会議等により、実施校が主体となって適切に把握・管理。
- ・ 各サテライト施設における高等学校通信教育に関連する活動状況について実施校の責任下で情報を開示。

サテライト施設について、面接指導等を十分に行うために相応しい最低限の教育環境を共通に確保するため、その実情に応じながら、実施校と同等の教育環境が備えられることとなるよう、共通の基準を明確化。

2 . 中央教育審議会答申（R3.1）の概要等について （ 遠隔・オンライン教育を含むICTを活用した学びの在り方関係）

【基本的な考え方】

- ・学校教育において、ICTは基盤的なツールとして必要不可欠なものとなっており、学びを保障し充実する手段として、遠隔・オンライン教育を進めていくことが重要。
- ・一方で、AI技術が高度に発達するSociety5.0の時代にこそ、教師と児童生徒、児童生徒同士の関わり合い、自分の感覚や行為を通して理解する実習・実験、地域社会での多様な体験活動など、様々な場面でリアルな体験を通じて学ぶことが一層重要。
- ・また、特に義務教育段階では、子供へのきめ細かいケアや安全管理の観点からも教師が必須。
- ・これらを踏まえ、教師の「対面による指導」と「ツールとしての遠隔・オンラインによる指導」を適切に組み合わせる（ハイブリッド化）とともに、ICTを使うことで、教師の力だけでなく、外部の専門人材・専門機関の力も活用し、全ての子供たちの可能性を引き出すための教育の質の向上を図る。

【参考】当面の規制改革の実施事項（令和2年12月22日規制改革推進会議決定）

6. 引き続き検討する事項

(2) オンライン教育

オンライン教育については、新型コロナウイルス感染症対策として、現在、特例措置を実施している。この特例措置については、災害を含めた非常時に、今後後退することなく、対面授業に相当する効果が得られるとされる状況であれば、オンラインを活用した教育を実施した場合に、特例の授業として認める。また、デジタル時代に相応しい仕組みとして、教育現場におけるICTを活用した新たな取組が児童・生徒・学生の希望や発達段階に応じた形で行われるよう、その内容の一層の充実のための具体的な検討を行い、令和2年度中に政府として取りまとめ、必要な手順を踏みながら早期の措置を図る。

1 . 臨時休業期間中における学びの保障

【現状】

今回の**新型コロナウイルス感染症対策**としての学校の臨時休業期間中において、オンライン学習を含む**学校が課した家庭学習**については、その**成果を学習評価へ反映**できることとするとともに、一定の要件のもとで、**対面での再指導を不要**とすることを可能とした。

同時双方向型オンライン指導の実施割合：15%
(令和2年6月23日時点、設置者単位)



【今後の取組】

現状の取扱いについて、**他の感染症や災害等により児童生徒がやむを得ず登校できない場合においても、同様の取扱いを可能**とすることを予定している。

「当面の規制改革の実施事項」(令和2年12月22日規制改革推進会議)において「**災害を含めた非常時に、...オンラインを活用した教育を実施した場合に、特例の授業として認める**」こととされていることを踏まえ、**必要な措置を講じる**。

2 . 不登校児童生徒や病気療養児に対する学びの保障

【現状】

端末やネットワーク環境の整備状況等により、同時双方向型の授業配信を活用した学習ができない場合がある。



【今後の取組】

○ **一人一台の端末を活用し**、受信側に教員の配置を求めることなく、**不登校児童生徒や病気療養児の自宅や病室等**における、**同時双方向での授業配信を活用した学習を円滑に行う**ことができるよう取り組む。



3 . 高等学校における遠隔授業等の充実

【現状】

○高等学校段階における遠隔授業の主な要件

・**36単位を上限**とすること。

卒業までに修得が必要な単位数：74単位以上

・**受信側の教室等に教師を配置すべき**であること。

当該教科の免許状を持った教師がいなくても可能



【今後の取組】

同時双方向型の遠隔授業の実施について、**単位数の算定を弾力化し**、教師による対面指導と遠隔授業を融合させたより柔軟な授業方法を可能とする。

生徒の多様な進路実現に向けた質の高い高等学校教育を実現するため、**中山間地域や離島における高等学校**を含めたネットワークを構築し、**遠隔授業を行う取り組みについて支援**を行う。

上記の取組を進めるため、令和3年度予算案に「COREハイスクール・ネットワーク構想」に係る事業を計上し、中山間地域や離島における遠隔授業の充実方策について実証研究を行うとともに、当該事業において、受信側の教室等に、教員の配置に代えて、実習助手や学習支援員などの者の配置をすることを特例的に可能とし、受信側の体制の在り方の実証研究も実施。

3 . 学習指導要領・指導要録について

卒業までに修得を要する単位

- ・高等学校では、標準授業時数ではなく、**1単位時間を50分とし、35単位時間を1単位として計算することを標準とする。**
実際の時間割編成に当たっては、授業の1単位時間を弾力的に運用することも可能
各教科・科目等の特性に応じ、10分～15分程度の短い時間を活用して指導することも可能
- ・学習指導要領に定める**必履修教科・科目**を含む形で、**各学校が開設する教科・科目及びその修得に必要な単位数を設定した上で、生徒が各教科・科目を履修し、その成果が教科・科目の目標からみて満足できると認められる場合には、学校がその教科・科目について単位の修得を認定。**
標準単位数の範囲内で合計が最も少なくなるように履修した際の必履修教科・科目の単位数の合計は35単位
- ・**74単位以上を修得し、特別活動の成果がその目標からみて満足できると認められるとともに、各学校が定める卒業の要件を満たした者について卒業を認定。**

増単・減単についての考え方

各学校において、生徒の実態等を考慮し、特に必要がある場合には、学習指導要領で設定されている**標準単位数を超えて単位数を増加して配当したり、単位数の一部を減じたりすることが可能。**

(平成30年告示学習指導要領における高等学校での教育課程編成のイメージ)

Aコース：数学（2単位）、数学（4単位）、数学（3単位）、学校設定科目「数学発展」（2単位）

Bコース：学校設定科目「基礎数学」（1単位）、数学（4単位）、数学（5単位）

標準単位数：数学（3単位）、数学（4単位）、数学（3単位）

数学A、数学B、数学Cについては省略

個に応じた指導の充実

各学校においては、**学習内容の習熟の程度に応じた学習や補充的な学習や発展的な学習などの学習活動を取り入れると**いった指導方法や指導体制の工夫改善により、個に応じた指導の充実を図ることが求められる。なお、従前から、いずれの学校においても学習指導要領において示している内容に関する事項は取り扱わなければならないとした上で、**学校において特に必要がある場合は、後に履修する科目の内容や学習指導要領に示していない内容を加えて指導することができる。**

指導要録の概要

指導要録 児童生徒一人一人の学籍（入学・転学・卒業等）及び指導（修得した科目・単位・評価・出欠等）に関して記録し、指導に役立たせるとともに、進級・進学等の際に写しを送付するもの

【文部科学省】

・学校教育法施行規則において、校長が、その学校に在学する児童生徒の指導要録を作成、保存、送付しなければならない旨を規定。（学校教育法施行規則第24条、第28条）

・指導要録に記載する事項等 及び 作成に当たっての配慮事項等を通知。

小学校，中学校，高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について
（平成31年3月29日文部科学省初等中等教育局長通知）

・指導要録の様式の設定に当たっての検討に資するため、指導要録の「参考様式」を示している。

【学校設置者（教育委員会等）】

・文部科学省の通知や参考様式を参考に、指導要録の様式や記入要領、取扱いの要領等を定める。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第1項第1,4,5,9号

【学校】

・教育委員会が作成した様式に基づき、校長の責任において、指導要録を作成・保存・送付。

指導要録のデータ項目の標準化

・校務の情報化・標準化を進める観点から、一般財団法人全国地域情報化推進協会（APPLIC）において「教育情報アプリケーションユニット標準仕様」を策定し、校務支援システムにおける指導要録のデータ項目を標準化。

・各設置者が、標準仕様に準拠した校務支援システムを導入することで、データ連携が可能に。

4 . 学習者用デジタル教科書について

学習者用デジタル教科書について

学校教育法等の一部を改正する法律（平成30年法律第39号）

紙の教科書の内容を文部科学大臣の定めるところにより記録した電磁的記録である教材（学習者用デジタル教科書）がある場合には、文部科学大臣の定めるところにより、児童生徒の教育の充実を図るため必要があると認められる教育課程の一部において、紙の教科書に代えて学習者用デジタル教科書を使用できる。

（紙の教科書を使用して学習することが困難な児童生徒については、教育課程の全部において学習者用デジタル教科書を使用可能）

学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成30年文部科学省令第35号）

学習者用デジタル教科書の要件：

紙の教科書の発行者が、紙の教科書の内容を全て記録

<学習者用デジタル教科書導入状況>

公立小・中・高等学校等における学習者用デジタル教科書整備率

：2,617校（7.9%）

（令和元年度学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果（概要）

（令和2年3月現在）（確定値）

今後の検討

一人一台端末環境整備に合わせ、学習者用デジタル教科書の今後の在り方等について、その効果・影響を検証しつつ、学びの充実の観点から有識者会議において検討を行う。（令和2年度中に中間とりまとめ、令和3年夏頃までに最終とりまとめ）

学校教育法第34条第2項に規定する教材の使用について定める件（平成30年文部科学省告示第237号）

教育の充実を図るため、紙の教科書に代えて学習者用デジタル教科書を使用する際には、各教科等の授業時数の2分の1に満たないこと等の基準を満たす必要がある。

紙の教科書を使用して学習することが困難な児童生徒が学習者用デジタル教科書を使用する際には、授業時数が各教科等の授業時数の2分の1以上となる場合には、児童生徒の学習及び健康の状況の把握に特に意を用いること等が基準となっている。

令和2年12月、「デジタル教科書の今後の在り方等に関する検討会議」において、「学習者用デジタル教科書の使用を各教科等の授業時数の2分の1に満たないこととする基準の見直しについて」がとりまとめられたことを受け、**令和3年4月より、「各教科等の授業時数の2分の1に満たないこと」とする基準については撤廃することを予定**している。

施行日：平成31年4月1日